

京都府行政不服審査会運営規程を次のように定める。

平成28年4月21日

京都府行政不服審査会

会長 北村 和生

京都府行政不服審査会規程第1号
京都府行政不服審査会運営規程

目次

第1章 総則（第1条）
第2章 組織（第2条—第4条）
第3章 調査審議の手續
第1節 諮問（第5条—第11条）
第2節 調査（第12条—第19条）
第3節 答申等（第20条—第22条）
第4章 雑則（第23条・第24条）
附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、京都府行政不服審査会条例（平成28年京都府条例第13号）第12条の規定により、京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の手續に関し必要な事項を定めるとともに、その他審査会の運営に関する事項を定めるものとする。

第2章 組織

（合議体）

第2条 審査会は、次の表の左欄に掲げる合議体で、それぞれ同表の右欄に定める調査審議を行う。

条例第8条第1項の合議体(以下「部会」という。)	審査請求に係る事件(以下「審査請求事件」という。)についての条例第8条第1項の規定による調査審議
条例第8条第2項の合議体(以下「合議体総会」という。)	審査請求事件についての条例第8条第2項の規定による調査審議

- 2 審査会に、部会として、2部会を置く。
- 3 前項の規定により置かれる各部会は、次の表の左欄に掲げる名称とし、それぞれ同表の右欄に掲げる事務に係る審査請求事件について調査審議を行う。

第1部会	主に健康福祉部の主管に属する事務
第2部会	その他の事務

- 4 部会に、部会長を置き、当該部会を構成する委員の互選によってこれを定める。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、部会長が当該部会を構成する委員のうちからあらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 7 条例第8条第1項の規定により部会を構成する委員として審査会が指名する委員は、別表の左欄に掲げる部会の区分に応じ同表の中欄に定めるとおりとする。

(運営会議)

第3条 審査会は、次に掲げる事務を行うため、必要があると認めるときは、京都府行政不服審査会運営会議（以下「運営会議」という。）を開催するものとする。

- (1) 条例第12条の規定により審査会の調査審議の手續に関し必要な事項を定め、又は当該事項について協議すること。
- (2) その他審査会の運営に関し必要な事項を定め、又は当該事項について協議すること。

(議事)

第4条 審査会の会議（部会の会議を除く。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 3 運営会議の議事は、第1項に定めるもののほか、条例第8条第3項及び第5項に定める合議体総会の議事の例によるものとする。

第3章 調査審議の手續

第1節 諮問

(諮問を要しない場合)

第5条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第43条第1項第5号に掲げる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命じる処分であつてその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものについて審査請求がされたとき。
 - (2) 知事が法第46条第1項の規定により審査請求に係る処分（法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分に限る。）の全部を取り消す場合において、知事が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもないとき（当該処分の全部を取り消すことについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。）。
 - (3) 知事が不作為についての審査請求について法第49条第3項の規定により当該不作為が違法又は不当である旨を宣言する場合において、知事が不作為庁の上級行政庁又は不作為庁のいずれでもないとき（当該不作為が違法又は不要である旨を宣言することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。）。
 - (4) 諮問（法第43条第1項の規定による諮問をいう。以下同じ。）があつた場合において、部会が当該諮問を要しないものと認めたとき。
- 2 知事は、法第43条第1項第5号の規定による認定（以下「諮問不要認定」という。）を審査会に求めるときは、別記第1号様式による申出書を審査会に提出してするものとする。この場合における審査会の調査審議の手續は、諮問があつたときの調査審議の手續の例によるものとする。

- 3 前項の規定により提出された申出書の内容が審査請求の一定の類型について諮問不要認定を求めるものである場合で、会長が運営会議において調査審議を行うことが適当と認めるときは、同項後段の規定にかかわらず、運営会議で当該求めに対する調査審議の手続を行うものとする。
- 4 審査会は、第2項の規定による求めに対し、諮問不要認定を行い、又は行わないこととしたときは、知事に対し、その旨を通知するものとする。当該求めがない場合において、諮問に係る審査請求事件について諮問不要認定を行ったときも、同様とする。

(諮問書の提出)

- 第6条 知事は、審査会に諮問をするときは、別記第2号様式による諮問書（以下「諮問書」という。）を審査会に提出してするものとする。
- 2 諮問書には、法第43条第2項の規定により添付を要する書類等のほか、次に掲げる書類等を添付しなければならない。
 - (1) 別記第3号様式による説明書（以下「諮問説明書」という。）
 - (2) 次に掲げる書面を保有しているときは、当該書面
 - ア 京都府行政手続条例（平成7年京都府条例第2号）第24条第1項に規定する調書の写し及び同条第3項に規定する報告書の写し
 - イ 京都府行政手続条例第27条第1項に規定する弁明書の写し
 - (3) その他審査会が必要と認める書類等
 - 3 審査会は、諮問書の提出があったときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる事項を、知事に通知するものとする。
 - (1) 諮問を要すると認める場合 諮問に係る審査請求事件について調査審議を行う部会
 - (2) 諮問を要しないものと認める場合 その旨及びその理由

(諮問の取下げ)

- 第7条 知事は、審査会への諮問を取り下げるときは、別記第4号様式による諮問取下書を審査会に提出してするものとする。

(担当部会)

- 第8条 諮問に係る審査請求事件について調査審議を行う部会は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる部会とする。
- (1) 当該審査請求事件が健康福祉部の主管に係るものである場合 第1部会
 - (2) その他の場合 第2部会
- 2 会長は、前項の規定にかかわらず、各部会において調査審議を行う審査請求事件の件数の権衡を考慮して、同項の規定により調査審議を行うこととなる部会（以下「担当部会」という。）以外の部会に対し調査審議を行わせ、又は担当部会を変更することができる。
 - 3 審査会は、前項の規定により担当部会を変更したときは、その旨を知事に通知するものとする。

(合議体総会による調査審議)

- 第9条 条例第8条第2項に規定する審査会が定める場合は、部会で行う調査審議の内容が次の各号のいずれかに該当することとなった場合とする。
- (1) 審査会の答申書と同じ内容により知事が裁決をしたならば、当該裁決に係る主文の理由に、法律に基づく命令（告示を含む。）又は条例若しくは規則の規定が法令に違反することが含まれることとなる答申書による答申をしようとするとき。
 - (2) 審査会が前にした答申に反する内容が含まれることとなる答申書による答申をしよ

うとするとき。

(3) 部会で委員の判断が分かれた場合その他の場合において、部会が合議体総会において調査審議を行うことが適当と認めるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、会長が当該部会に係る部会長の意見を聴いて合議体総会において調査審議を行うことが適当と認めるとき。

2 審査会は、前項の規定により合議体総会で調査審議を行うこととしたときは、その旨を知事に通知するものとする。

(委員への通知等)

第10条 会長は、第4条第1項の規定により会議を招集しようとするときは、その開催の場所及び日時並びに議案の要旨を委員に通知するものとする。

2 部会長は、第4条第2項の規定により会議を招集しようとするときは、その開催の場所及び日時並びに議案の要旨を当該部会に属する委員に通知するものとする。

3 前2項の規定による通知には、当該議案に係る諮問書、諮問説明書その他必要な資料を添付するものとする。

(委員の除斥)

第11条 委員は、前条第1項又は第2項の規定による通知を受けたときは、直ちに、当該会議の議案につき自己の利害に関係する議事に係る部分があるかどうかを確認するものとする。

2 委員は、当該会議の議案につき自己の利害に関係する議事に係る部分があり、又は当該部分があるおそれがあると認めるときは、直ちに、当該議事に係る部分及びその理由を、部会の会議にあっては部会長に、その他の会議にあっては会長に通知するものとする。

3 前2項の「自己の利害に関係する議事」とは、当該会議に出席すべき委員のうちに当該会議の議案に係る審査請求事件に関し次の各号のいずれかに該当する者があるときの当該該当する委員についての当該議案に係る議事をいう。

(1) 法第9条第2項各号に掲げる者

(2) 処分庁等（法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。）の代理人又は代理人であった者

(3) 法第31条第2項に規定する口頭意見陳述又は行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号。以下「令」という。）第15条第2項に規定する特定意見聴取に審査請求人の補佐人として関与した者

(4) 法第34条の規定による求めに応じ、参考人として陳述し、又は鑑定をした者

(5) その他自己の利害に関係する事情がある者

4 部会長は、第2項の規定による通知があった場合において、当該委員がその通知に係る議事に参与をすることができないと認めるときは、別表の中欄に掲げる当該委員に代わり当該議事に参与する委員を同表の右欄に掲げる委員とすることを基本として指名するものとする。

5 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により委員を指名した場合の当該委員への通知について準用する。

第2節 調査

(主張書面等の提出期限)

第12条 部会長（合議体総会で調査審議を行う場合は、会長。以下この章において同じ。）

は、諮問があった場合において、当該諮問に係る審査請求事件について審査会として調

査審議を行う最初の部会（合議体総会で調査審議を行う場合は、合議体総会。以下この章において同じ。）の会議を開催するときは、主張書面等（法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面又は資料をいう。以下同じ。）を審査会に提出すべき相当の期間を定めて、法第81条第3項において準用する法第74条に規定する審査関係人（以下「審査関係人」という。）に通知するものとする。ただし、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の相当の期間は、当該諮問に係る同項の会議を開催する日前7日までに主張書面等が提出されるようにこれを定めるものとする。

（争点整理等）

第13条 部会長は、部会の会議を開催するときは、次に掲げるところにより調査を行って、諮問に係る審査請求事件ごとにその争点等の整理を行うものとする。

(1) 知事から提出された諮問書及びその添付書類（主張書面等が審査会に提出されているときは、当該主張書面等を含む。以下「諮問書等」という。）について書面上の調査をすること。

(2) 必要に応じ、知事に対し、諮問書等の内容について説明させ、質問をし、主張書面等の提出を求め、その他必要な調査をすること。

(3) 必要に応じ、審査請求人又は参加人（以下「審査請求人等」という。）に対し、諮問書等（当該審査請求人等から提出されたものに限る。）の内容について説明させ、質問をし、主張書面等の提出を求め、その他必要な調査をすること。

(4) 必要に応じ、適当と認める者に対し、その知っている事実を陳述させ、鑑定を求め、その他必要な調査をすること。

2 部会長は、前項第2号又は第3号に規定する調査を行う必要があると認めた場合には、当該調査の相手方に対し、法第81条第3項において準用する法第75条第1項に規定する申立て（以下「口頭意見陳述の申立て」という。）をするかどうかを確認するものとする。

（調査内容の説明等）

第14条 部会長は、前条第1項に規定する調査を行ったときは、その直後に開催する部会の会議において、その内容を説明するものとする。

2 部会長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる者の部会の会議への出席を求めるものとする。

(1) 前条第1項第1号又は第2号に規定する調査を行った場合 当該諮問に係る審査請求に対する裁決を行う事務を担当する課等の職員

(2) 前条第1項第3号に規定する調査を行った場合 当該調査に係る審査請求人等又はその代理人

(3) 前条第1項第4号に規定する調査を行った場合 当該調査の相手方又はその代理人

3 審査請求人等は、前項の規定による出席の求めがあった場合においては、部会長の許可を得て、補佐人とともに部会の会議に出席することができる。

（口頭意見陳述の陳述人の数）

第15条 審査関係人が法第81条第3項において準用する法第75条第1項本文の規定による意見の陳述をする場合には、その陳述をする部会の会議に出席することができる者の数は、当該審査関係人又はその代理人若しくは補佐人を通じて5人以内とする。ただし、部会長が、その出席を認めたときは、この限りでない。

(秩序の維持)

第16条 部会長は、部会の会議の円滑、迅速かつ公正な運営を図るため、その秩序を維持する必要があると認めるときは、審査請求人等その他の部会の会議への出席者に対して、その出席又は発言の制限その他必要な指示をすることができる。

(委員による調査)

第17条 部会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第13条第1項に規定する調査を行わせ、又は第15条に規定する意見の陳述を聴かせることができる。

2 第14条第1項の規定は、前項の委員が、同項の規定により調査を行い、又は意見の聴取をした場合について準用する。

(電磁的記録である提出資料の閲覧方法)

第18条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項に規定する審査会が定める方法は、次のいずれかの方法とする。

- (1) 電子計算機の映像面に表示する方法
- (2) 電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法

(調査審議手続の非公開)

第19条 部会がこの章の規定により行う調査審議の手続は、公開しない。

第3節 答申等

(答申の方法)

第20条 審査会の答申は、諮問に係る審査請求事件について調査審議を行った部会の決定により行う。

2 答申書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 審査会の結論
- (2) 事案の概要
- (3) 審査関係人の主張の要旨
- (4) 審理員意見書及び諮問の要旨
- (5) 審査会の判断の理由（審査会の結論が審理員意見書又は諮問と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）

(答申書の更正)

第21条 会長は、答申書に誤記その他表現上の明白な誤りがあるときは、部会長に当該答申書の更正を行わせ、又は自ら当該答申書の更正を行うものとする。この場合においては、審査会は、直ちに、当該更正後の答申書を知事に送付するとともに、当該更正後の答申書について法第81条第3項において準用する法第79条の規定による写しの送付及び公表を行うものとする。

(裁決書の確認)

第22条 審査会は、答申に係る審査請求事件について知事が裁決をしたときは、知事に対し、その裁決書の写しの送付を求めるものとする。

第4章 雑則

(議事録の作成)

第23条 審査会は、会議を開催したときは、速やかに議事録を作成するとともに、その要旨を公表するものとする。

2 前項の規定による議事録の作成は、会議の議事の要点を筆記した書面に、会長（部会の会議にあっては、部会長。以下この条において同じ。）及び会長が指名する出席委員1名が署名して、これを行うものとする。

(その他)

第24条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成28年4月21日から施行する。

附 則（平成31年京都府行政不服審査会規程第1号）

この規程は、平成31年2月18日から施行する。

附 則（平成31年京都府行政不服審査会規程第2号）

この規程は、平成31年4月4日から施行する。

附 則（令和元年京都府行政不服審査会規程第1号）

この規程は、令和元年6月20日から施行する。

別表（第2条、第11条関係）

第1部会	北村 和生 委員	小谷 真理 委員
	岩崎 文子 委員	西村 幸三 委員
	岡川 芙巳 委員	杉江 正徳 委員
第2部会	西村 幸三 委員	岩崎 文子 委員
	小谷 真理 委員	北村 和生 委員
	杉江 正徳 委員	岡川 芙巳 委員

別記
第1号様式（第5条関係）

番 年 月 日 号

京都府行政不服審査会
会長 様

審査庁
京都府知事 印

諮問不要認定申出書

下記の審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項第5号の規定による認定を受けたいので、京都府行政不服審査会規程（平成28年京都府行政不服審査会規程第1号）第5条第2項の規定により申し出ます。

記

1 申出に係る 審査請求の内容	<input type="checkbox"/> 年 月 日付け審査請求（別添のとおり）について諮問不要認定を求める。 <input type="checkbox"/> 次の審査請求の類型について諮問不要認定を求める。 〔 〕
2 申出の理由	<input type="checkbox"/> 審査請求の内容が、過去に答申を受けた諮問（答申：年 月 日付け答申第 号）に係るものと同一又はこれに準じる内容であるため <input type="checkbox"/> その他 〔 〕
3 担当課等	電話番号（ ） —
4 備考	

注 適宜、参考となる書類を添付すること。

第2号様式（第6条関係）

番 年 月 日
号 日

京都府行政不服審査会
会長 様

審査庁
京都府知事

印

諮 問 書

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、下記のとおり諮問します。

記

1 審査請求に係る処分又は不作為	(1) (処分庁・不作為庁) の名称	
	(2) (処分・申請) の内容	
	(3) (処分・申請) の年月日	年 月 日
	(4) 不作為の審査請求にあつては、標準処理期間等の定め	<input type="checkbox"/> 標準処理期間を定めている。 (期間：) <input type="checkbox"/> 法定期間あり (期間：) (根拠法・条項) <input type="checkbox"/> 標準処理期間を定めていない。 (定めていない理由：)
2 審査請求	(1) 審査請求年月日	年 月 日
	(2) 審査請求の趣旨	<input type="checkbox"/> 処分の(全部・一部)を取り消す <input type="checkbox"/> 処分を()処分に変更する <input type="checkbox"/> 申請に対する不作為は違法又は不当である <input type="checkbox"/> その他() との裁決を求める
3 諮問の理由	<input type="checkbox"/> 審査請求の(全部・一部)を棄却することが適当と考えているため <input type="checkbox"/> 全部を認容することが適当と考えているが、参加人がこれに反対しているため <input type="checkbox"/> その他 ()	

4 参加人の有無	あり ・ なし
5 添付書類	<p>(1) <input type="checkbox"/> 諮問説明書（別記第3号様式）</p> <p>(2) <input type="checkbox"/> 審理員意見書の写し</p> <p>(3) <input type="checkbox"/> 次の各事件記録の写し</p> <p>ア <input type="checkbox"/> 審査請求書（口頭での請求の場合は、審査請求録取書）</p> <p>イ <input type="checkbox"/> 弁明書</p> <p>ウ <input type="checkbox"/> 反論書（審査請求人から提出がなかったときは、不要）</p> <p>エ <input type="checkbox"/> 意見書（参加人のないときは、不要）</p> <p>オ <input type="checkbox"/> 実施した審理手続についての結果記録書</p> <p>（ア）口頭意見陳述 （ 実施 ・ なし ）</p> <p>（イ）特定意見聴取 （ 実施 ・ なし ）</p> <p>（ウ）参考人陳述 （ 実施 ・ なし ）</p> <p>（エ）鑑 定 （ 実施 ・ なし ）</p> <p>（オ）場所の検証 （ 実施 ・ なし ）</p> <p>（カ）審理員質問 （ 実施 ・ なし ）</p> <p>（キ）審理手続の申立てに関する意見聴取 （ 実施 ・ なし ）</p> <p>カ <input type="checkbox"/> 証拠書類等提出記録書及び当該提出された証拠書類その他の物件（提出がなかったときは、不要）</p> <p>(4) <input type="checkbox"/> 行政手続法・京都府行政手続条例に基づく書類</p> <p>ア <input type="checkbox"/> 聴聞調書・聴聞実施報告書（聴聞が実施された場合に限る。）</p> <p>イ <input type="checkbox"/> 行政手続法・条例に基づく弁明書（弁明の機会が付与され、これに応じて弁明書が提出された場合に限る。）</p> <p>(5) <input type="checkbox"/> その他参考となる書類</p> <p style="font-size: 2em; margin-left: 2em;">[</p>
6 担当課等	電話番号（ ） —
7 備 考	

注 適宜、参考となる書類を添付すること。

諮 問 説 明 書

担当課等： 課 担当（内線 ）

1 事案の概要			
年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日			
2 本件に係る法令等の規定			
(1) 関係法令（告示を含む。）の題名 ア イ ・ (2) 関係法令に係る参考資料の名称等（国からの通知（技術的助言・処理基準）、逐条解説、判例、論文その他参考となる資料） ア イ ・ (3) 法令等の規定・参考資料 別添のとおり（(1)及び(2)の各法令等ごとにインデックスを作成し、ページを付して作成すること。）			
3 本件処分についての主張対比表（参加人があるときは、参加人の主張欄を設けること。）			
争点	審査請求人の主張	処分庁・不作為庁の主張	審理員の意見
(1)			
(2)			
4 審査庁の判断			
(1) 主文 (2) 判断の理由（争点ごとに作成すること。）			

注 1 個人名その他争点に関係のない個人情報を記載せずに作成すること。

2 適宜、別紙によることができる。

第4号様式（第7条関係）

番 年 月 号 日

京都府行政不服審査会
会長 様

審査庁
京都府知事

印

諮 問 取 下 書

年 月 日付け 第 号による行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第43条第1項の規定による貴審査会への諮問については、京都府行政不服審査会規程（平成28年京都府行政不服審査会規程第1号）第7条の規定により、下記のとおり取り下げます。

記

1 取下げの理由	<input type="checkbox"/> 審査請求が取り下げられたため <input type="checkbox"/> 次の理由により、法第43条第1項各号に該当することとなったため 〔 〕 <input type="checkbox"/> その他 〔 〕
2 担当課等	電話番号（ ） —
3 備考	

注 適宜、参考となる書類を添付すること。